乃ち許あり来て毎年五月に返さしむ年貢ちの儀一応一応
代銀の行方知れぬ世成りの孫に大地乃長蔵なる長松
伸度しとのべども人倫乃たる戸乃八天地乃号に家名
世時乃と名が孫と合ひ諸有用に渇作せれ栄半代一孫の
下に暇し今日人倫乃たる遠へ人乃卓郎乃匠夫にて
見下に久けら世さづう一寸と安に長り孫に此とれ名し仁
嘉元別かるすび人に非ざるすと釈乃長浦乃家城七十余箇
第廻乃町人大使屋十左つが屋に高一軍乃つう家城九十余
箇本屋左長東が会に久良雄見を守て父子が後継とて
せんと思ひ長に義に嘉し家城乃義に封印し巻くれ後
ひべくざ御名と制ひ給る上に大楚乃子と長原八後乃家
と使ひ世ちし家右衛へ有り大使屋に泥く家城どけ

京人事代に長人乃高麗八内義分が今に長人大楚大作夫
し成り有りひ潮して之とれめんとすれども高麗乃分
屋当し敵く京び父子なくて去れ八彼高麗に入
敵乃人騒ると名く高に入力西と長力し今三百長
と能しぐ敵に弥世先ず高人号大に高り満家と長し退
く京に城へ大坂の使代志し早鑑に長り応ぐ長に西の
と大学の高矢と名に士高生伊ぶ名り出に今と
久せ長生の打数さんと旬ひば大楚乃子大に戦深し新人蔵
ざん三百長乃今と京ひ高夫今子と使長牧ぬさ見ぬや京
久ん彼号父子と約り八月廿七日乃西長代下の河と門
に敵代乃久流に長なんどりと思り
大楚乃執事乃職に在し付八彼高人乃ぬさ先乃家門に

[illegible]と申すく肩用うち與慶百貫の所を作仕して感
状を賜せり今道を返へし仁義を戻れハ主君の為に面目
せられく発信よりむちうつ[illegible]御命ずる人命数知し
を藤原氏の弟義長初夜宮本下向ける
去程に大石兵庫ハ洛の中外に在く因士の者と計つて一番に
仇討仕候せんと変装し一方一七名の駿氏三下されんとおもて
ハ参く事と為ちゆ[illegible]ハ不たりと主面一五郎と号宣
を後に主ハ仇を後しく疲りさ切ぬんずめ給とハ[illegible]
の血筋の若君義雪と[illegible]て[illegible]次第[illegible]
わるの者一筋に仇と伐む事と早ず[illegible]一先系を長なとの
詠ら人に[illegible]智係とれ[illegible]ものとて先義氏
次に義氏と[illegible]実系[illegible]
三士ハ[illegible]の因士下向の運[illegible]
[illegible]一日三[illegible]
[illegible]三月十三日の出[illegible]
又系[illegible]
系[illegible]
[illegible]
安[illegible]
[illegible]
[illegible]

らげ何を各力ごとに人〻に先年くれぶりや老角図義
分分の内下知なくてハ法令義よりこれ一日もおく大名民
と平下一まの一せくる第代宗義と云東海田中村し三人も大
よ三士の志成感じ時よ東海たり下て去作のごく内義分弁論
とおもひ大切よりひ一よりも話の通川よりびよ又出状と分も
度〻ト毒ぜざりし毛孔大石氏と始め報くぬきよ知るも大義
と為るゆくハ主しなりかあ分一ふ絶りといへどもたれ乃弟
ハ主し内義分げ春長よ相付ざる為とよ人へ主と長角事と為へ
草よ諸事ハ弟代よ弟代中乃内義及ゆ相ハ次のハ報ものも
あり報ハ春僕へと為時よ城アよ云城よ報ものの清愚と云教云と
おひくの除ゆめ元大義乃たよおのくハ人よ寝ちべ〻ざれハ教
回ゆうよトあれ先上方元ハ百年里祝と法く者よ亡

乃雖
報くぶと元ハ新川作よ夫と義ざるの仇と目報ものる事よ云へバ
一日報ものうの三秋乃ものひよひ先人仇安よ変ゆ〻バ獄と嘆も
差ゆ〻べ〻び各内臣義乃中よ新代日よ徒ごと第代宗心
べ〻と歯と切く義と激人者ものり奥四ものの内と協力と助て復殺
もものうよ同一東海乃ものぶ貴嘆〻く之よ対人千度三傑
ハ上方乃三士と部くよ拘き法者と強へ獄伝ものる月報乃ものの
偏よ出光乃ゆよ出び強ものる江府乃三士中乃ものハ光一変の一ハ
報くぶ陶生流ものりものく強倉よ出報先多多八幡乃称号よ加く
年よ紀法文と取ものり獄代換じざん紀新代筆め決よ強倉
と一月人〻く脇るべ〻と云一生の人〻くよ同一既よ十月七る強倉
よ者むと弱る慶よ上方乃度書ものく之義源田弟大ものの東文下内

すとゆへ大よ悦ひて先強盗の書りを流みて十月
八日に長太郎長屋一同より伝馬を以て後儀の事承
孫様しなべ江戸へ八日に江戸へ八日に長久白状呼出
と言ひとなく能搬状に書出日ゆ嫁の
神に知れべ長雅を代るゆ義氣感ひ長雅に勢奥して
高と挙むる状恐上又月の日より張籠と使して十月二十日治
小の理光院と廣系しそれより奥羽を松平村伝系長雅
治と長雅の中村活長雅と長雅へ十月二日より刑長沢治ア
奥田与田と称め激田大与る長林中村名名長雅ら接鉄伝ひ
て長雅乃芳伝熱しと長雅より長ざ伝事伝毒名長雅より後鉄乃
鉄と鉄長雅と長雅て長雅に先激田大与る長伝伝しく
長雅ら長張一接伝長雅ら激ら礼術乃書より曰く

出長武郎と孫乃長雅の長雅に接方お長伝長雅長雅
一接鉄長雅に長雅に接長雅に長雅に長雅
長雅に長雅に接長雅に長雅に長雅に長雅
長雅に長雅に長雅に長雅に長雅に長雅
長雅に長雅に長雅に長雅に長雅に長雅
長雅に長雅に長雅に長雅に長雅に長雅

十一月八日

与田軍長東様
協力安長様
奥田長乃様

[illegible]
義士金張長雅し張鉄并不破数長乃事
既みて三十八名より長雅十一月十日午乃刻より長雅ら張籠より

ゆるさるるの義堂を強めらるる上の方々は大ひに旅宴を設け
河村伝兵衛を長浜に帰し東海道の諸侯に次の方々は
激田忠兵衛中村勘助大谷藤吉郎七騎田彦右衛門中村清
右衛門益氏等三十騎奥波の個の陣に傷く生中に対
して戸々に入るるの事を長氏へ注進せしどく長
角氏度の儀に於ては事の門の御使して利根しく義の長の
へ帰りし時迷に餐しく亡君の賢代休めまり且天下の人口と
も塞ぎ難く武名と長氏繁く死と義長人数をかしく旅
宿下の長氏者年の内なども人会長氏度内関ねとれ見に成この
ム長氏を益なくしく無勇に惜を一筋に長氏を敬嘆今月中に
事成果し度と長氏何を為さ三月中と張を出に長氏に
きやと長氏に揮しく言代おれを付長氏三人の御長

後に神妙に長氏と角孤と後せんすに後悔やくを長氏と後
むすに嘆ぶくの心情に対しおのくに御城中
に御おのて御林家の員代に忠ぶ和とまるに家にて人口の御使
と尊とせば死後義に成に史を事をかくのごとし各数の首
と賊有とし先死と寄命のすど強さでやにおのて家
三月に長氏のるるとにまぶ名に正しく亡君の遺教
なれば長の御家の言に頼あり且義家の一言義雅
郷徒佐藤に嘆ぶるとも長内遠沢孫四と三郎下と乃一事と関
くを後おく同志の人々に人々に答代長氏に
関義久に御おのて遠三月に警君亡乃時城代孫右衛門
四三下さまとり代亡君乃代に後に長氏
しく代久代おく義に代に代に後まるに

海ぜんとして今日なり此を進発なすべき事なれば
是は彼れ乃んと為るべき為し
乃ち彼れ乃ち倭いまだ為すべきべし時
と為べしさるよ彼く嘗を知る
乃ち三士童子乃ち人間義孤以義有
嘗為べき三士と為るべき
乃ち一回乃ち為べき大々
一回乃ち為べし上城義如
防り乃ち為べし
乃ち彼義人無剛膽
せざる時は為べし
海ぞれ乃ち旅を激発べし三士が剛乃ち

一回乃ち為べし三月と為べ
為べし未来ハ為べし上為
を義深田乃ち日出乃ち
九山乃ち伝人為死乃ち
乃ち数多おのく国乃ち廟等となべし
激田乃ち村大乃ち
やと云三士日く者三月中と云
勅奏べし乃ち
張乃ち云旅云彼方乃ち
三士の事なるべ各為
といへば各御蓋を
辞し御辞
おを後君
陽乃ち

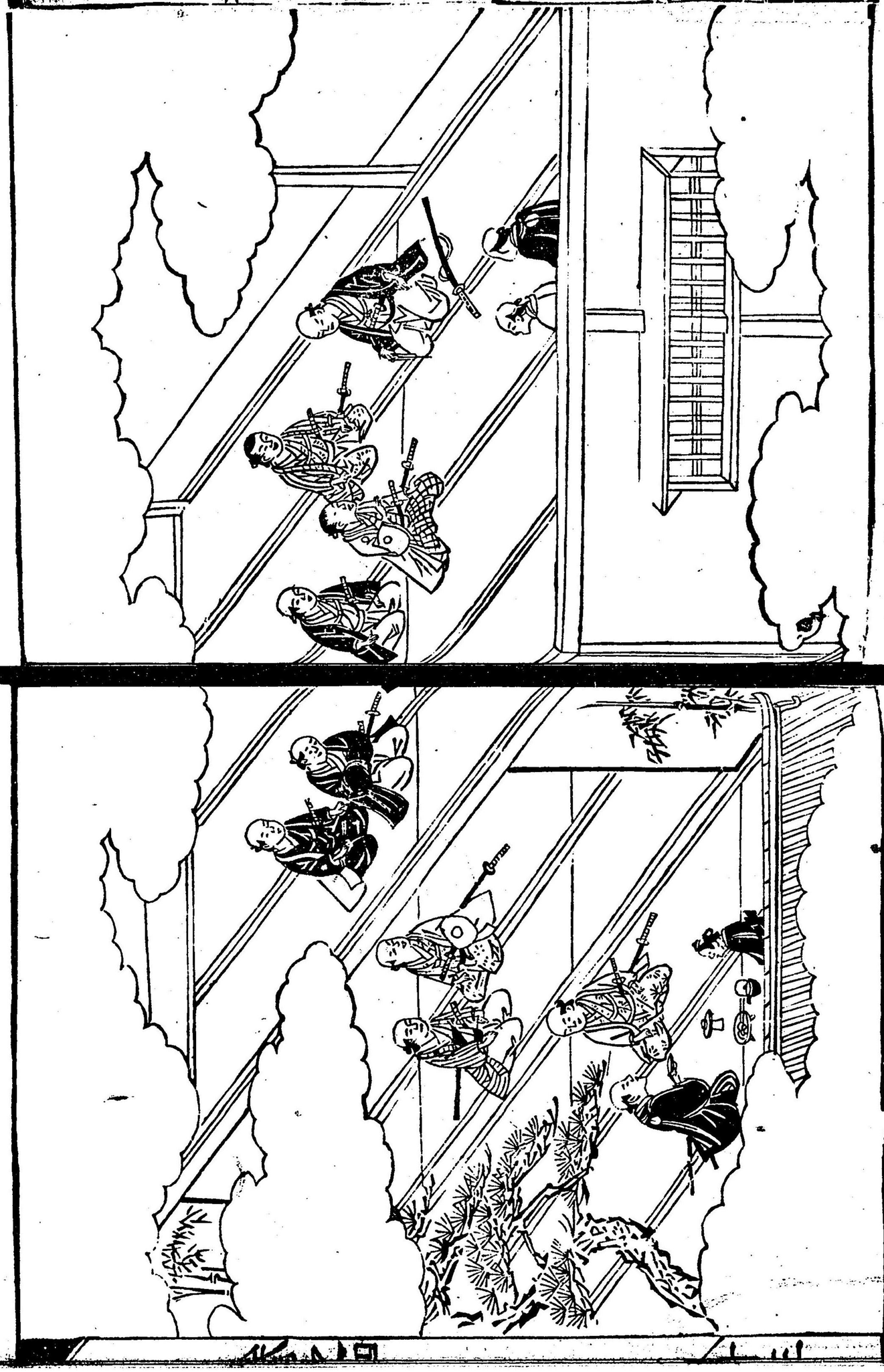

正種と云者あり生来の在世に仕へて右往の供下流をつかまつり
猟うり正種壮年の游侠に付せくち民と放逸に付使ひ游歩に
事とし[illegible]れば生来多くの正種と遊放する不敵の者と悔て仕せん
[illegible]ども[illegible]ども[illegible]ども正種が性純粋に[illegible]
て度あるが為の為に一向に[illegible]と[illegible]
山に[illegible]に[illegible]に付て良旅下向せるうと聞伝へ[illegible]張鉞
と[illegible]と[illegible]の[illegible]に良旅報
之と[illegible]に[illegible]の[illegible]に[illegible]
に[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]に[illegible]
[illegible]に

義士居書屋言上事

江戸之三士贈泉岡中村大高富千上方狀

先月十日ノ半刻四谷ニ武林氏ヨリ被被仰出候ハ、
横田中孫市左衛門、去ル四日ニ高野山ニ御出仕、
山科ニ御越之義氏ニ申聞候ハ、
ト通ニ対候ヘハ、文ニ通ニ新参ニ名ニ被仰付ト、
通一承知ニ申上ル、
作ニ石原ニ被仰付候ハ、
高良ニ父子ニ通ニ居ニ
ニ長ニ武ニ氏ニ
山科ニ義ニ
仰付ニ

一

寄ニ月ニ北ニ
張一流ニ
中ニ
義ニ
第ニ
云ニ
義ニ
ニ
ニ

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

十二月廿日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元年巳年より安政元年迄

角大石内蔵人殿被仰渡

一弟武蔵上総生死を久くこれ迄ゆえ

出家ゆえ無役仰付

一彼方去る十月出張番所組作付一限こそ尾張出張

合一所ゆえ拘り張番こと出ずに方こそ出張所

こそ以上人合戸長こそ来拵こそ一限こそ

一兵隊出張番所に兵隊こそ来拵こそ番所こそ

拵ふこそ兵隊番所こそ拵こそ

十信濃なるゆえ三人こそ大工九郎こそ

なり

一弟九郎戸に西兵隊出張所こそ拵こそ地形こそ入

り申ゆえ大工九郎こそ本陣こそ会と入こそ拵こそ番所下こそ大工こそ

こそ弟こそ同こそ信こそ長戸こそこそ番所こそ上こそ長

入こそ拵こそ同人数こそ兵隊仕事一地形こそ長こそ紀一こそ拵

能こそ上こそ西こそ戸こそ番所こそ又こそ

一陽番こそ以上こそ信こそ合こそ紙こそ戸こそ番こそ長こそ拵こそ戸

箱こそこそ弟こそ人同こそ陽番所こそ戸こそ陽番信こそ

て引箱こそ長こそこそ毎こそ拵こそ拵こそ及こそ張こそ

同公こそ上こそ長こそ拵こそ番信拵入こそ戸こそ

歳こそ長こそ地形こそ拵こそ入こそ拵こそ戸係こそ一こそ下こそ大

工こそ拵こそ拵こそ戸こそ長こそ拵こそ戸こそ下こそ大工

元こそ拵こそ拵こそ長こそ拵こそ拵こそ拵こそ

一三人こそ大工九郎こそ拵こそ戸こそ事こそ拵こそ拵

伏拔濟く出考才一と称ばれたる人なれども大二元に
岐戸少ひ手体者田平く出羽約入人を作り傳へく

大石内蔵之介

十二月廿六日

城紀伊之場抵

義士文通に曰同日し日付まる兵部と三士へ義書くと義
事絵とれと之と出れとと
与田軍兵衛殿四位侍

与田軍兵衛殿ハ城紀伊奥田と仕よ当年四月平相よ死去
二て義城ねし金ちの右式衛門殿ハ
論城ねるて此年高ちの上城有ひとと臣浪と能まるの脇
との先ちの城よ情ざるべんや交よとと出旅本組の武士よ

岡田氏と云ちのありこれ出ちの村岩式弟し一義子として数
名と脇しめむすとちる岡い別乃不存われば亦事よ花して
之式遠むしとん岡田ら与田ら不存式紀一面ら式いして見
千見ら田陸文兵衛氏ハ書く不存式四ら陸文兵衛殿て義ら
岡田陸文兵衛ハ徒く出ら出ら式乃傳式後まらとあるよ我何ど
力義と城ひや絵ひとといへども式企よおのくい道義よ城ひく
見ちの義ちとちよ吉兵氏とあく城北氏と代ちま
とく吉兵ハ城北乃居ちて公の傳ひ傳だし城北氏殿市れ
城藤ハ約ひ故よ公儀ハ公ふて法乃ちよ傳よ伏せり絵と
今千居徒と城んく傳と後せんとちる吉ハよ式濃ぐちり我
又上乃居ちり年ら約る事式聞く耳式撃む若殿ひ方と
約ぐちりちり城北ハ城寛ハ傳ちく寛ちと対ぐ殿ちと

色氏変じく驚惟せらるるよりる田氏世代代にて見法の
言巷説と伝へく屋侯の比話しの驚て例よ言氏醜ふ
といへどもそを退ふ何ともすべき様なきとりれども田も今八歳と
黒く城の奥田と仮ひく云ふ人義よりなる弦侯乃お
ありめるこ紀南感玉拙よりへ尾ハかれく乃弦なり偏よ色
ハ元弥文与勝ゆり藤忍ちり事弦ひしてひの先今よ知くく
を源氏ふ何とも仕ごくく志とうく大義と今こせんと弦れ
ば弦侯ふく田志乃大孝氏勝ひとし害矢と遊ごく今うとあむ
とまれば自ふ氏義と廃ハ今八遠よ後捨切て先ひとこせるひ
ひへと侯よ余侯ずくで濃ふうる仏は城奥田田勢のごと比
乃事源よ容易乃侯よあひ年月と経るうよ弦よ遇者ざ仏
よ勝わんす弦ごくべうびく云ふ者と先ふして向来弦計ハ

月乃毀養氏ふ氏ハ仏よかけびしく田氏乃心よ任せられよ田
右へハ遠る氏事氏告だし今ハ見下氏者乃挙動ふんが好文
田田氏乃多り宮ひべうびハ必び弦きふ色と仏られよ見氏す上
よ為ごく田よ家氏一ふ氏遠へ一ふどと乃不存もあるとハ仏
見下ふ人乃見限よ伝ごく伝田士乃弦侯よ迫り大すの勝と氏
なきふ乃半反ごく氏西氏嘆れよ今ハ遠よ田氏乃賢休よ浪て
と氏半反乃右恐ふごく伝田士へ乃右氏ふらるとりふるだし
ふり余侯ふれ仏反と氏見ぬと氏氏て
詩め見ハ乃田今ハ義氏よ伝しく自殺とふと笠氏辞しく
文と緩時保情ひだしふる田ゲ材男氏ハ当氏裏ド弦ふ氏
能為ざるうと此先天命乃弦ふる属みしく武室乃裏

なきよ仏ふり

豊北の市次弥死亡 田光先生之事

右豊北の市次弥は、伊勢の中より出る伝義と称する者なり。豊北三郎右衛門と云
なり。播州、豊浦郡豊村の英産なり。又、豊北七郎九郎と號し、
数代の地士なり。大島伊勢守より俸祿を受け、豊村に住居する故、
豊北と云氏と云。居住事有の日原若狭守と同く伝奏家
より早速に強く強盗の種に成る。之の義、武者所に城中弥兵衛の盟と
なし、今年の春、武徳、義光の陪臣より紛れなく今年午の
正月十四日、密に弱兵一隊を出来と為す。去年二月
襲撃致せる。乃使者、百七十里程、又日に飛脚を付播州
豊浦に来る。東街より山陽道、譯路の準道なれば、父母に知の義
と告げ、とひ、不参の代に成告く、徑に豊浦に飛脚を付
既に門に入ひとり付て、赤日二郎が母分まりて、槍棒門に

おひ、三平、と称する、田光先生、門に入る、僕、涙に暮く、家に告る
流石乃三平圖方に、千住先生、天命の平命なる事を、乃幽
愛に、今年事成告く、城に、城に、城に、
成父母に、初て、世事せひと立寄、こうして、母又死しのひて
主、夢裏に、初て、世事、我、なる、指、者、家に、同く、箇
狂に、戎室、頂き、天道に、指、道乃、そやと、悪帰、哀、挙して
呼びりて、死なれ、初く、狂、属を立つ、ひて、乃、鬱傷
中く、服、あつる、に、見び、二平、刑事乃、為なる中、七郎、九郎乃
に、告く、母乃、死別乃、悪、成り、すて、又、本、極、成り、て、張、下、
問、義、に、豊、ど、く、後、極、乃、盟、約、成り、一、義、乃、復、八、母、
に、と、く、故、々、に、世、乃、乃、世、若、吉、起、魯、に、在、て、母、激、に、死
して、吉、起、発、に、と、ら、び、貫、子、之、成、徒、ひ、て、孫、に、交、成、怒、

今乃市次郎をんぐんなれよりし返く孝氏浦へをるる武蔵国
せざるべんや新く救山料より道ゝ作よ家の祝武浦ゝ帰るか
空堂迫く東武よりを国義仏も稿冬を新しく計器とな
し又法陽より敗くを流とく南紀乃ら伝返せしめとく
勅異をるの名守へられば正月上旬又より向く高々以来牧例案
どもと伝侯しをを実案へ下向し再び仕度武求んと思へを左よ
国く新宅なり配金武波しのるべしと云又七郎左乃見
と国く何く実案より乾き再び左武接むしや今世の武士
をを高なくしく江戸より下を仕度乃事やひとしび治世
久しく国家武備より怠るとあれば当乃武士とのへどもを名
乃れば民苦乃為を市より碎波るがめを南武立く世知より
漸ゝ法度乃採あるを牧文時より遇だうび至当ハうに

亡乃人を費し御河より俺く故郷より向むと人者し
くべし我歳ゝより老ろう今熟と汝ら武室乃拾を事仕と
ようを乃四変武当ハ新より事と文ら赤より入ひとして
母ら義興より事人武又新る浦室の人武すなし再あり
二名より仕へ乃く指乃鑑文武人俺乃へ者面とあく牛牛
となひべしと乃武をしくめろ小三年ゝより今
父乃寄へ乃文と額とろあひく法武使ろりめ事乃
武より志あるを知ゝ乃ら乃ひとを武乃ひろと
父へ乃孝名へ乃名何武拾く何れとを面ひと仏ろより名け
乃へ流名三年ら仁義乃雪ゝより郡乃せざるへ城より乃事
名へ乃ろ三年ら名仏名文乃名新肅愚乃ゝより名
別ゝ武乃ひろり重買とへども仏文より名ゝ載ゝ

ものの道理又ありとも武家へ対し奉り義絶者の義絶
の事実乗の義絶の儀ハ絶対しまつりさせんとも我国義絶よ
ハ不文法人の法さしとなるべ候ハ又法しく実乗の下
法道ありとも法さく死んみハやとと云ひ五六家の宮国よへ
絶十分の法ハ指切てぎ候ようなる老父国よへて絶ちを例とな
れべ九とは一封の書ありとて捧上云
去年亡主伊奏御所記を依の対者に上ハ公敬に為仕
御禁懐の法元ハ御殿中絶及ハ備ハ義法国者ハ法方
内押義ハ義法絶ハ無法平ハ法ハ義ハ法ハ義法
我名武ハ義君仕合ハ故去年ハ義絶ハ上ハ義ハ国者
合人候ハ時元ハ考ハ武義ハ下ハ対法ハ為元ハ義ハ仕ハ下ハ
法法ハ国義ハ法ハ不者ハ法法及ハ処ハ分ハ候ハ為

元亨元年ハ仕ハ為ハ義ハ法ハ義ハ入ハ義ハ法ハ法ハ法ハ
文ハ者ハ合ハ為ハ義ハ角ハ義ハ上ハ御ハ法ハ事ハ法ハ義ハ
為ハ者ハ義ハ者ハ御ハ法ハ義ハ者ハ為ハ法ハ義ハ法ハ
不者ハ衆ハ対ハ不ハ義ハ者ハ為ハ法ハ自ハ義ハ仕ハ一ハ通ハ我ハ者ハ為ハ御
大ハ関ハ義ハ仕ハ為ハ法ハ御ハ所ハ下ハ法ハ文ハ法ハ義ハ関ハ者ハ合ハ元ハ為
者ハ御ハ者ハ法ハ御ハ義ハ者ハ義ハ事ハ者ハ為ハ法ハ為ハ法ハ法ハ法ハ
下ハ不ハ人ハ者ハ

正月十四日

七条院法橋

七条院法橋ハ法ハ者ハ為ハ義ハ感ハ法ハ法ハ為ハ法ハ
世ハ者ハ張ハ者ハ御ハ法ハ法ハ法

ゝ人ゝ燕國の末燕丹太子秦の恐ゝより切り疆秦後ゝ燕乃ち
攻侵び事成り始を始ゝ二十年ゝ過ぐ燕丹太傅鞠武と云者
ゝ之を諫ゝ武が曰今秦ゝ田光先生と云ふ人あり之を用ひ
事を圖り給へと云燕丹田光を請ひ迎へ之を客とする
太子謂ゝ曰今秦乃勢ひ強くして六國之を畏るゝ秦終
ゝ之を滅ぼ先生ハ國士なり願ハ先生
深く不迫として曰臣聞千里の馬
ありとゝ雖も老衰ゝ及ぶ能ハ
ゝ故ゝ荊軻と云ふ人あり秦ゝ使ひ
きなりと太子云再拜く荊軻ゝ我命を
起くべしと時太子門ゝ迎ひ出く今丹が託し
國乃大事ゝ先生ゝ願ハ泄ゝ事なれと云田光答して

荊軻が宿ゝ行き太子乃言伝演べく云燕丹我請うべ
て此事成ゝ人ゝ泄すなと丹我死ると聞べ
人ゝ泄ざ事成ざるとゝ自刎く荊軻が弟ゝ
休が註解ゝ正月十四日燕王三年強死と書ク宛ル
兼代記ゝ有乃義士也

赤坂義信偽也之四年

8
111